

健発 0 7 1 6 第 1 7 号

平成 2 6 年 7 月 1 6 日

都 道 府 県 知 事
各 保 健 所 設 置 市 市 長 殿
特 別 区 区 長

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令の施行等について

中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MER S コロナウイルスであるものに限る。以下単に「中東呼吸器症候群」という。）については、平成24年9月以降、アラビア半島を中心に多数の発症事例が報告されている。特に、平成26年4月以降、アラビア半島諸国における感染者が急速に増加するとともに、輸入症例が世界各地において報告されているため、日本国内においても、中東呼吸器症候群の患者が発生するおそれが高まっている。

本日、中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令（平成26年政令第256号）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第257号）、検疫法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第258号）、中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令第三条第一項の規定による感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定の準用についての読替えに関する省令（平成26年厚生労働省令第81号）及び検疫法施行規則の一部を改正する省令（平成26年厚生労働省令第82号）が公布されたところである（別添1参照）。

これらの命令は、海外における中東呼吸器症候群の発生の状況等に鑑み、国内で患者が発生した場合に備え、当該患者に対して適切な医療を公費により提供する体制や検疫体制を整備すること等のため、所要の措置を講じるものである。

これらの命令の概要等は下記のとおりであるので、貴職におかれては、貴管内市町村及び関係機関等へ周知を図るとともに、その施行に遺漏なきを期されたい。

記

第一 概要

1 中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令の制定

- (1) 中東呼吸器症候群を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第6条第8項の指定感染症として定めること。（第1条関係）
- (2) 感染症法第7条第1項の政令で定める期間は、中東呼吸器症候群については、中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令の施行の日以後同日から起算して一年を経過する日（平成27年7月25日）までの期間とすること。（第2条関係）
- (3) 中東呼吸器症候群については、感染症法第8条第1項、第12条（第4項及び第5項を除く。）、第13条、第15条、第16条から第25条まで、第27条から第30条まで、第34条、第35条、第36条（第3項を除く。）、第37条、第38条（第7項を除く。）、第39条第1項、第40条から第44条まで、第57条（第4号から第6号までを除く。）、第58条（第8号、第9号、第11号、第13号及び第14号を除く。）、第59条、第61条第2項及び第3項、第63条、第63条の2、第64条第1項、第65条、第65条の3並びに第66条の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）を準用するとともに、所要の読替えをすること。（第3条関係）

なお、中東呼吸器症候群については、別紙に掲げる感染症法上の措置を主として講じることができるものであること。
- (4) (3)において準用する感染症法の規定により都道府県等が処理する事務のうち、第一号法定受託事務を規定すること。（第4条関係）
- (5) その他必要な経過措置を定めるとともに、関係政令について所要の改正を行うこと。

2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部改正

ベータコロナウイルス属MERSCORONAウイルスを感染症法第6条第22項の三種病原体等に指定すること。（第2条関係）

3 検疫法施行令の一部改正

- (1) 検疫法（昭和26年法律第201号）第2条第3号の政令で定める感染症として中東呼吸器症候群を定めること。（第1条関係）
- (2) 中東呼吸器症候群の病原体の有無に関する検査の手数料を4, 150円と定めること。（別表第2関係）

- 4 中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令第三条第一項の規定による感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定の準用についての読替えに関する省令の制定

中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令第3条第1項の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）の規定を準用する場合における所要の読替えをすること。（本則関係）

- 5 検疫法施行規則の一部改正

中東呼吸器症候群の病原体に感染したおそれのある者については、仮検疫済証に付する期間は336時間を超えてはならないものとする。（第6条第2項関係）

第二 施行期日等

- 1 第一の命令は、公布の日から起算して10日を経過した日（平成26年7月26日）から施行すること。
- 2 第一の1の中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令及び同4の中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令第三条第一項の規定による感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定の準用についての読替えに関する省令は、同1の（2）の期間の末日限り、その効力を失うこと。

第三 その他

- 1 感染症発生動向調査事業実施要綱（平成11年3月19日付け健医発第458号）の一部について、別添2のとおり改正すること。
- 2 この改正は、平成26年7月26日から適用すること。

中東呼吸器症候群について講じることのできる主な感染症法上の措置

疑似症患者に対する適用（第8条第1項）
医師の届出（第12条）
獣医師の届出（第13条）
感染症の発生の状況、動向及び原因の調査（第15条）
健康診断（第17条）
就業制限（第18条）
入院（第19条及び第20条）
移送（第21条）
退院（第22条）
感染症の病原体に汚染された場所の消毒（第27条）
ねずみ族、昆虫等の駆除（第28条）
物件に係る措置（第29条）
死体の移動制限等（第30条）
質問及び調査（第35条）
入院患者の医療（第37条）

※ 上記措置に附随する関係規定は省略している

※ 括弧内は、感染症法の条文番号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百二十号）（抄）（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（三種病原体等） 第二条 法第六条第二十二項第四号の政令で定める病原体等は、次に掲げるものとする。 一〇九 （略） 十 ベータコロナウイルス属MERSCORONAウイルス 十 ・十二 （略）	（三種病原体等） 第二条 法第六条第二十二項第四号の政令で定める病原体等は、次に掲げるものとする。 一〇九 （略） 十 （新設） 十 ・十一 （略）